

# 一般競争入札の公告について

社会福祉法人恵仁福祉協会が発注する下記の工事入札について、諸規定を付し次のとおり公告します。

平成 30 年 8 月 20 日(公告)

上田市真田町長 7141-1  
社会福祉法人 恵仁福祉協会  
理事長 黒澤 博 身

## 記

### 1、入札対象工事

- (1) 工事名称 (仮称)地域交流施設アゼリア 2 階保育室改修工事
- (2) 工事場所 上田市真田町長 7141-1 地域交流施設アゼリア
- (3) 工事概要 2 階研修室等を保育所に改修する工事
- (4) 構造規模 床面積 440.06 m<sup>2</sup> RC造 2 階建て
- (5) 工 期 平成 30 年 11 月 20 日 完成予定

(注)本工事は平成 30 年度企業主導型保育所整備補助事業として行うので、請負契約及び着手日、完了日は落札者と協議する。

### 2、入札条件

本入札に参加する者は、下記に掲げる条件のすべてを満たしている者とし、指定する入札参加申請書を提出後、社会福祉法人恵仁福祉協会の承認を得た者とする。

- (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (2) 民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であっては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 入札公告日前 1 年以内に公共事業等において指名停止処分を受けていない

こと。(現在においても指名停止処分に係る審査を受けていないこと)

- (4) 工事管理技術者及び担当技術者は一級・二級建築施工管理技士又は一級・二級建築士の資格を有し同種、同規模の工事管理実績がある者とする。  
(上記技術者は申請者と公告前 90 日以上の直接雇用関係のある者)
- (5) 上田市の平成 29・30 年度建設工事入札参加資格者名簿に建築一式工事の登録があること。

### 3、入札参加申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、下記に掲げる書類を指定の日までに発注者に提出し審査を受けなければならない。

- (1) 入札参加申請書(様式 1-1)
- (2) 建設業許可証の写し
- (3) 誓約書

入札参加申請書の提出期限及び提出場所は平成 30 年 8 月 20 日～平成 30 年 9 月 3 日 午後 3 時まで

上田市真田町長 7141-1 アザレアンさなだ 田中宛 必着(郵送可)とする。

### 4、現場説明及び入札

上記入札参加申請を提出し、発注者の資格審査の承認を受けた者には指名通知書を送付し下記予定の現場説明会及び入札に参加できるものとする。

- (1) 現場説明会(予定)  
予定日時 平成 30 年 9 月 4 日 (詳細時間等は別途通知する)  
場 所 上田市真田町長 7141-1 地域交流施設アゼリア研修室
- (2) 入札及び開札(予定)  
予定日時 平成 30 年 9 月 11 日 (詳細時間等は別途通知する)  
場 所 上田市真田町長 7141-1 地域交流施設アゼリア研修室

### 5、入札方法

- (1) 上田市建設工事事務処理規定に準じる。
- (2) 郵便、メール、電報等による入札は認めない。
- (3) 入札価格が予定価格以下、かつ最低制限価格以上の中で 1 番低い額の入札者を落札者とする。
- (4) 第 1 回目の入札において落札候補者がいない場合は、その場で再度入札を行う。第 2 回目の入札で落札候補者がいない場合は、第 2 回目の入札の最低入札者と 2 回を限度に見積入札を行う。2 回の見積入札においても予定価格に達し

ない場合は不調とする。

## 6、設図書の閲覧等

(3) 本入札に参加を希望する者は、下記により設計図書(基本図面のみ)を閲覧することができる。

閲覧日時 平成 30 年 8 月 20 日～平成 30 年 8 月 31 日 (土曜日及び日曜日を除く午前 10:00～3:00)

閲覧場所 上田市真田町長 7141-1 アザレアンさなだ (担当:田中)  
要事前連絡

## 7、入札保証金

免除する。但し、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を発注者に支払うものとする。

## 8、契約保証

契約保証は、契約金額(消費税を含む額)の 100 分の 10 の金銭補償又は、発注が請負者と同等以上の能力があると認められた者の工事完成保証とする。

## 9、支払方法

工事金の支払い方法は下記を予定している。尚支払方法はすべて現金支払いとする。  
(予定)

- (1) 前払金 無
- (2) 中間金 無
- (3) 清算払 工事完了検査合格月締め翌月末払。

## 10、最低制限価格の設定

有

## 11、異議の申立

入札参加申請審査及び入札並びに入札後の設計図書現場説明等について発注者の決定に異議を申し立てることはできない。

## 12、入札の無効

次の事項に該当する者の入札は無効とする。

- (1) 本入札参加資格申請及び資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札。
- (2) 代表役員等、一般役員等が暴力団員であると認められるとき、若しくは暴力団員が

入札参加資格者の経営に実質関与していると認められるとき。

- (3) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質関与している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質関与している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 入札者が協定してした入札。
- (7) 金額その他記載事項が明らかでない入札。

尚上記に該当すると認められる場合は入札の参加及び本入札は無効とし契約を締結しない。

### 13、入札に関する問合せ先

入札等に係る問合せは下記のとおりとする。

問合せ先 上田市真田町長 7141-1 アザレアンさなだ (担当:田中)  
電話 0268-72-2781

## 入 札 参 加 申 請 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 恵仁福祉協会  
理事長 黒 澤 博 身 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者名

印

連絡先 (電 話)

(F A X)

(E-mail)

担当者職・氏名

社会福祉法人恵仁福祉協会が発注する（仮称）地域交流施設アゼリア2階保育室  
改修工事の一般競争入札について入札参加申請書を提出します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約  
いたしますと共に、公告内容を承諾して申請いたします。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 恵仁福祉協会  
理事長 黒 澤 博 身 様

住 所(又は所在地)  
社名等及び代表者氏名

印

当社は、社会福祉法人恵仁福祉協会が発注する入札、見積及び請負契約にあたって、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴法人の求めに応じ、当方の役員等(生年月日を含む。)の名簿を提出すること及びこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報、貴法人及び警察に提供することについて同意します。

## 記

- 1 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
  - (2) 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げられた者
  - (3) 上田市暴力団排除条例(平成24年上田市条例第6号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員
  - (4) 暴力団員が役員(事業者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。2において同じ。)である事業者
  - (5) 暴力団員が業務統括者(支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織の業務を統括する者をいう。2において同じ。)である事業者((4)に掲げる者を除く。)
  - (6) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者((4)、(5)に掲げる者を除く。)
- 2 次に掲げる行為をした事業者(当該事業者が法人である場合にあっては、役員又は業務統括者が当該行為をした事業者)
  - (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り又は特定の者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用する行為
  - (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
  - (3) (2)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない金品その他の財産上の利益の供与をする行為
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる行為
- 3 暴力団員又は前記1(3)から(6)又は2のいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、この契約に係る下請その他の契約を締結した事業者
- 4 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他(1)から(4)に準ずる行為を行う者
- 5 本誓約書は、共同企業体にて参加する場合にあっては全ての構成員が提出する。